

原谷特別工業地区建築条例について

原谷特別工業地区では、本市における伝統的工芸品産業の利便の増進を図ることを目的とし、建築基準法による準工業地域の用途の制限に加え、本条例で工場に関する用途の制限を定めています。制限の内容及び適用区域は以下のとおりです。

(詳細は、条例本文を御確認ください)。

制限の内容

★ 次の1～3に該当するものは、

「建築」又は「用途を変更して新たにこれらの用途に供すること」ができません。

- 1 建築基準法別表第2(へ)項第2号に掲げる工場(下表に該当するものを除く。)
- 2 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる工場(下表に該当するものを除く。)
- 3 建築基準法別表第2(ぬ)項第3号に掲げる工場(下表に該当するものを除く。)

下表 【本条例の制限対象外の工場】

- (1) 西陣織を製造するための機織、紋彫、整経その他の工程に係る事業
ただし、糸染業を除く。
- (2) 友禅を製作するための手がき、さしその他これらに類する手加工の工程に係る事業
- (3) 京焼を製造する陶磁器業
ただし、まきがまを使用するものを除く。
- (4) 彫金、鍛金等の技法により、金属工芸品を製造する事業
ただし、めっきによるものを除く。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、京人形、漆器、扇子、木版画その他これらに類する本市における伝統的工芸品を製造する事業

(備考)

※ 準工業地域の用途規制など、本条例以外の制限については、別途御確認ください。

※ 本条例への適合は、建築確認申請で確認しますので、別途の手続きはありません。

適用区域

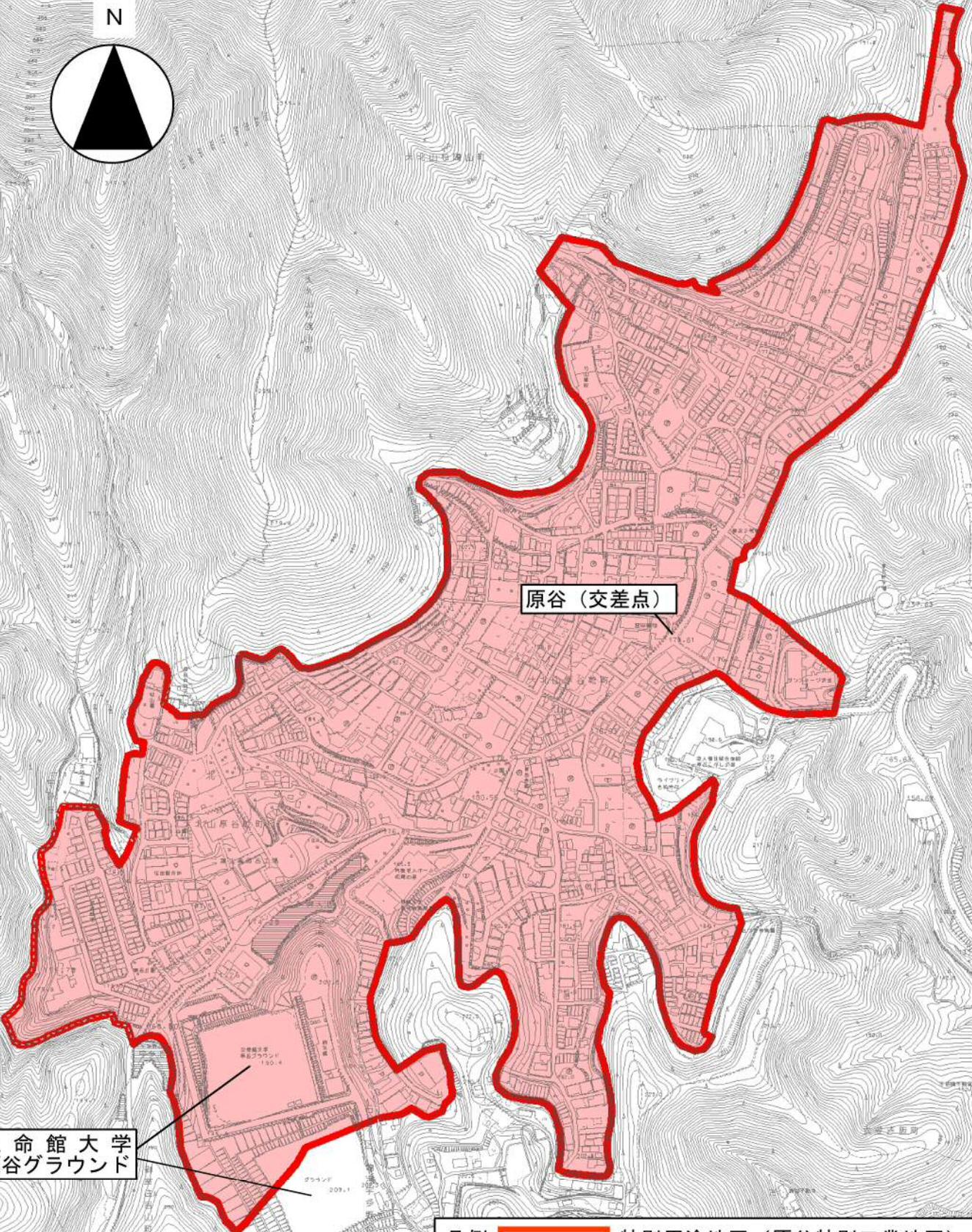
裏面を御覧ください(詳細は、都市計画図 を御覧ください)。

<問合せ先>

- ・制限の内容について(京都市 都市計画局 建築指導課 電話:075-222-3620)
- ・適用区域について(京都市 都市計画局 都市計画課 電話:075-222-3505)

適用区域

原谷特別工業地区の詳細な区域の範囲は、都市計画図を御覧ください。



原谷 (交差点)

立命館大学
原谷グラウンド

凡例  特別用途地区 (原谷特別工業地区)

